

入間市商工業振興条例の一部を改正する条例の要旨（議案第 1 2 号）

1 改正理由

現在、市内の特定地域（工業専用地域、工業地域、準工業地域、その他（ミニ工業団地ほか））に、工場の新設及び移設、増設並びに工場用地を取得した企業に対し助成金を交付しています。

現状では、条件が整えばどの様な企業に対しても助成金を交付しているものの、今後、更なる地域経済の活性化及び魅力あるまちづくりに寄与する企業を誘致するため、所要の改正をするものです。

2 改正内容

(1)補助対象

- ①業 種 製造業（規則で定めるものに限る。）、情報通信業、自然科学研究所及びこれらに関連する事業の用に直接供する建物及び構築物
- ②事業者 市内において、工場等又は本社を有しない者
- ③地 域 市内全域
- ④施 設 工場等又は本社
- ⑤規 模 敷地面積 2,000 ㎡以上かつ延床面積 1,000 ㎡以上のもの
(中小企業者が行う事業であって、工場等の新設にあつては、敷地面積 1,000 ㎡以上かつ延床面積 500 ㎡以上のもの、本社の新設にあつては敷地面積 500 ㎡以上かつ延床面積 300 ㎡以上のもの)
- ⑥従業員 10 人以上（中小企業者は、この限りでない。）

(2)助成額及び期間

助成額は、固定資産税相当額に規則で定める助成率を乗じた額とし、1 億円を限度とする。業務開始後の最初の固定資産税課税年度の翌年度から 3 年間とする。

3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日